

新潟県いじめ防止基本方針

平成 30 年 2 月（改定）
令和 3 年 7 月（改定）

新潟県・新潟県教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 1
- 2 定義
 - (1) いじめの定義 1
 - (2) いじめ類似行為の定義 1
- 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項 2
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止 2
 - (2) いじめの早期発見 3
 - (3) いじめへの対処 3
 - (4) 家庭や地域との連携 3
 - (5) 関係機関との連携 4

第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策

- 1 新潟県いじめ問題対策連絡協議会の設置 4
- 2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の設置 4
- 3 新潟県いじめ等に関する調査委員会の設置 5
- 4 県及び県教育委員会の施策
 - (1) いじめの防止等の対策 5
 - (2) 専門機関等の活用・連携 5
 - (3) 教職員の資質能力の向上 6
 - (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策 6
 - (5) 啓発活動 6
 - (6) 学校間における連携協力体制の整備 6
 - (7) いじめの防止等の取組の点検 7
 - (8) 学校評価・教員評価への指導・助言 7
 - (9) 私立学校に対する支援等 7

第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策

【県立学校】

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (1) 学校基本方針を定める意義 7

(2) 学校基本方針の内容	7
(3) 学校基本方針の策定上の留意事項	8

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割	8
(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項	9
(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保管	9

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止	9
(2) いじめの早期発見	10
(3) いじめへの対処	10
(4) 関係機関等との連携	11
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	11
(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働	11

【私立学校】	11
--------	----

第4 重大事態への対処

1 県立・私立学校及び学校の設置者による調査

(1) 重大事態	12
(2) 重大事態の調査	12
(3) 調査結果の提供	14
(4) 重大事態への対処の留意事項	14

2 知事による再調査及び措置

(1) 調査委員会が行う調査及び報告	15
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	15

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 県の基本方針の検討	15
-------------	----

2 地方いじめ防止基本方針等の策定状況の確認及び公表	15
----------------------------	----

3 市町村との連携及び支援等

(1) いじめの防止	16
(2) いじめの早期発見	16
(3) いじめへの対処	16
(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置	16
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	17

4 私立学校に対する支援等	17
---------------	----

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本県においては、平成 19 年度から取組を開始した「いじめ根絶県民運動」や平成 22 年度からの「深めよう 絆 県民運動」、平成 25 年度からの「いじめ見逃しゼロ県民運動」において、学校はもちろんのこと、家庭や地域と一体となった県民ぐるみのいじめの防止等の取組を行ってきました。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、国民的な課題であり、この問題に社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）が制定されました。

これを受けて新潟県では、本県におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第 12 条の規定に基づき「新潟県いじめ防止基本方針（平成 26 年 3 月）」を策定しました。

この度、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行されたこと及び前回の改定（平成 30 年 2 月）以降、「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会」（県教育委員または県立学校に設置する第三者委員会）や「新潟県いじめ等に関する調査委員会（知事部局に設置する第三者委員会）からの提言を受け、本県におけるいじめの防止等の対策をさらに進めるために、基本方針を改定することとしました。

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

2 定義

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{※1}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある^{※3-1}ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

^{※3-2}とされている。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。
- ※3-1 具体的ないじめの態様の例
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※3-2 具体的ないじめ類似行為の例
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

（※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）等において判断する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることか

ら、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対応することが重要である。

(1) いじめの防止

児童生徒がよりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、県条例第3条の基本理念も踏まえ、次のような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。

エ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたとされる児童生徒が在籍する学校へ通報する等、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また県立学校は、いじめの認知を県教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、県教育委員会及び学校は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策

1 新潟県いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ問題対策連絡協議会^{※4}（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察、PTA等、必要と認められる機関及び団体等の代表・担当で構成し、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等に関係する機関等相互の連絡調整
- いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- 関係機関等の相談窓口等の周知 等

※4 新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例 平成26年3月31日 条例第60号

2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の設置

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会^{※5}（以下「県いじめ防止対策等委員会」という。）を設置する。

県いじめ防止対策等委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、問題解決を図るための当事者間の関係の調整
- 県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- 自殺等に至った県立学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

※5 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例 平成26年3月31日 条例第61号

3 新潟県いじめ等に関する調査委員会の設置

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ等に関する調査委員会※⁶（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第30条第2項及び第31条第2項の調査を行う。

※6 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例 平成26年3月31日 条例第32号

4 県及び県教育委員会の施策

県教育委員会においては、本県におけるいじめの防止等のための対策として、「第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する県立学校の取組について、指導・助言を行うとともに、県及び県教育委員会においては、以下の施策を行う。

(1) いじめの防止等の対策

ア いじめに関する相談や通報を受けるために、児童生徒が相談しやすい窓口の環境整備に努めるとともに、「新潟県いじめ対策ポータルサイト※⁷」を通じていじめ防止に関する情報を発信する。

イ 法第23条第1項における通報を受けた県立学校又は私立学校から、いじめの事実の有無を確認する措置※⁸の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。

ウ 学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」の調査又は調査の支援を行う。

エ 解決困難な状況にあるいじめの問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。

オ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

※7 いじめ対策ポータルサイトは、「深めよう 絆 にいがた県民会議」が運営するサイトで、個人サポーターのメッセージや各種相談窓口、いじめ克服体験談、教職員用のいじめ対策に関する研修資料等が掲載されている。

※8 法第23条第2項では、学校は、いじめの通報を受けた場合、「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって関係児童生徒から事情を聴き取る等して、速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を学校の設置者に報告しなければならないとしている。

(2) 専門機関の活用・連携

心理や福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ各機関に協力要請を行う。

また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、連絡協議会及び県いじめ防止対策等委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

○ 学校警察連絡協議会

児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や教育委員会と警察が情報交換や行動連携を図るための組織。庁内や市町村、県立学校等の単位で定期的に会議等を開催する。

○ 深めよう 絆 にいがた県民会議

いじめの防止等に県民全体で取り組む気運を高めるため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動^{※9}」（以下「県民運動」という。）の推進母体である。

※9 いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対して、学校だけではなく、家庭や地域等県民一体となった取組を展開するために、平成 19 年度に「いじめ根絶県民運動」として開始した取組。平成 25 年度から現在の名称とし、主にマスメディアや集会等を活用した啓発活動を展開している。

(3) 教職員の資質能力の向上

ア 全ての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ 「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年 2 回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。

イ 児童生徒の携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対応できるよう教職員対象の研修会を実施する等、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講ずる。

ウ インターネット上で行われるいじめに対して適切に対応するため、ネットパトロール等による情報収集に努める。

(5) 啓発活動

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、県民運動等の取組を通して、広く県民に対して広報その他の啓発活動を行う。

イ 法第 9 条及び県条例第 8 条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整備するよう促す。

(7) いじめの防止等の取組の点検

「学校いじめ防止基本方針」及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。

(8) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。

(9) 私立学校に対する支援等

県は、私立学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、相談窓口の活用、各関係機関との連携、啓発活動等の施策について、必要に応じて私立学校も対象とする等、支援に努める。

また、私立学校がいじめ防止対策に当たり私立学校を所管する県総務管理部は、必要に応じて、県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に県教育委員会と連携する。

第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策

【県立学校】

1 学校いじめ防止基本方針の策定

県立学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

(1) 学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じた学校いじめ対策組織の活動を具体的に定める。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むよう努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 「生徒指導研修資料」を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

(3) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル^{※10}を盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

※10 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

県立学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員^{※11}に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。

また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※11 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、いじめ対策推進教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。

(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割

- ア いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境を構築する。
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- エ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

- ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行う。
- イ 校長は学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。
また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

3 いじめの防止等に関する措置

県立学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の別添2等を参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。

(1) いじめの防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール^{※12}」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。
- オ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じで行う。
- キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適

切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ※12 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」等、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- イ 児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。
- アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。
- オ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。
- イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

(4) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう 絆にいがた県民会議」、民間団体等との連携を推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

また、教職員はネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

イ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員・児童委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

【私立学校】

私立学校においては、法及び国の基本方針に基づき、学校基本方針及びいじめの防止等の対策のための組織を整備するとともに、県立学校の施策も参考に、学校の実情を踏まえながら、いじめの未然防止やいじめの早期発見、いじめへの対処等に取り組むものとする。

第4 重大事態への対処

1 県立・私立学校及び学校の設置者による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態

ア 重大事態の意味

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務管理部経由）は、その旨を知事に報告する。

また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は県立学校及び私立学校が行う。詳細調査は、県立学校にあっては、県いじめ防止対策等委員会又は学校を主体とする調査委員会のいずれで調査を実施するかを県教育委員会が判断する。私立学校にあっては、学校又は学校法人が設置する調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

ア 基本調査及び報告

① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、県立学校にあっては県教育委員会に、私立学校にあっては学校法人及び県総務管理部に報告する。

② 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して行う。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合）
 - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

イ 県いじめ防止対策等委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 県教育委員会は、県いじめ防止対策等委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。
- ② 県いじめ防止対策等委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を県教育委員会に報告する。
- ③ 県教育委員会は、県いじめ防止対策等委員会による調査結果を知事に報告する。
その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて知事に報告する。
- ④ 県立学校は、県いじめ防止対策等委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組むものとする。

ウ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 県教育委員会は、県立学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- ② 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構

成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③ 県教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 学校は、調査結果を県教育委員会に報告し、県教育委員会は知事に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて知事に報告する。

エ 私立学校における調査及び報告

私立学校又は学校法人は、県立学校の調査の取り扱いに準じ、専門家等を含む公平性・中立性が確保された組織において、速やかに事実関係を明確にするための調査を開始し、その結果を県総務管理部を通じて知事に報告する。

(3) 調査結果の提供

県教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。私立学校においても学校又は学校法人が同様の対応を行うこととする。

ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。

(4) 重大事態への対処の留意事項

県教育委員会又は学校は、県立学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。また、私立学校においても、イ、ウ、エ、オについて、学校又は学校法人が同様に対応する。

ア 教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。

イ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において県教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、県教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、県教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・

保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

2 知事による再調査及び措置

(1) 調査委員会が行う調査及び報告

ア 法第 28 条第 1 項の規定による調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を調査委員会において調査（以下「再調査」という。）する。

イ 調査委員会は、再調査の結果を知事に報告する。

また、県立学校における再調査の場合、知事はその結果を議会に報告する。その際には、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

なお、再調査についても、基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 上記の「必要な措置」としては、県教育委員会においては、例えば、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の追加配置等を検討するものとし、知事部局においては、必要な予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。

ウ 私立学校においては、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 県の基本方針の検討

県及び県教育委員会は、国の動向等を考慮して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 地方いじめ防止基本方針等の策定状況の確認及び公表

県教育委員会は、市町村におけるいじめ防止等のための対策に関する「地方いじめ防止基本方針」及び県立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

3 市町村との連携及び支援等

県及び県教育委員会は、市町村及び市町村教育委員会に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、いじめの

防止等の対策に資する情報の共有、実施状況の検証及び効果的な実施に資する調査研究を行うなどの連携を進め、次のような支援等を行うこととする。

(1) いじめの防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実について指導・助言に努める。
- イ 市町村立学校が「いじめ見逃しゼロスクール集会」等いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援する等、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めるよう助言を行う。
- ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「いじめ見逃しゼロ県民の集い」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、地域住民、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努めるよう助言を行う。
- エ 市町村立学校の教職員に対して、児童生徒が関わり合って学ぶ授業や他者と協力しながら問題解決を図る活動等の社会性を育成するための研修会を開催し、いじめを防止する生徒指導の取組を支援する。

(2) いじめの早期発見

- ア 市町村立学校の教職員に対して、いじめを把握するための日常的な観察方法や児童生徒に対する効果的なアンケート調査の実施方法等に関する実践的な研修を開催し、「いじめ見逃しゼロ」の取組の徹底を図る。
- イ 相談窓口として「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」や「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」の設置等、いじめ問題等に悩む児童生徒本人や保護者の相談に応じる体制を整備し、周知に努める。また「新潟県いじめ対策ポータルサイト」を通じていじめ防止に対する情報を提供する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめをはじめとした生徒指導上の課題や困難事例に対処できるよう、効果のあった対応を共有する等の研修を定期的で開催し、市町村教育委員会や学校の対応力の向上を支援する。
- イ 解決困難な状況にあるいじめ問題等に対応するために、指導主事等で構成するチームを学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。

(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置

- ア 全ての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。
- イ 生徒指導体制の充実のために、必要に応じて教員の加配を行うとともに、生徒指導に係る指定校を通じた研究及びその成果の普及に努める。
- ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、心理や福祉等に関する専門家の配置に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ア インターネットを通じて行われるいじめに対応できるよう、児童生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会等の機会に実施する情報モラル教育及び普及啓発が、より効果的に行われるように関係機関等と連携して支援する。
- イ 市町村立学校の教職員を対象とした研修会を実施し、携帯電話やインターネット利用に係る実態把握や、それを踏まえた対応・対策ができるよう支援する。
- ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対処するため、早期発見に資する環境づくりに努める。

4 私立学校に対する支援等

県は、私立学校において、いじめの防止等のための取組を適切に講ずることができるよう、必要な情報を提供するとともに、相談体制の整備等に係る支援を行うほか、上記3の市町村を対象とする取組等について、必要に応じて私立学校も対象とする等、支援に努めるものとする。

＜新潟県立加茂農林高等学校いじめ防止基本方針＞ 令和4年4月

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止委員会」を組織し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

- （1）いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。
- （2）いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

2 組織的な対応に向けて

- いじめを防止する委員会として、「いじめ防止委員会（定期開催）」と「いじめ認知対応委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起さない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

(令和2年 新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布)

新潟県いじめ等の対策に関する条例

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいうまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。
- 3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすること

を旨として行われなければならない。

- 2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるように育まれることを旨として行われなければならない。
- 5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行う

ことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第10条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

- 2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。
- 3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携

帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第 14 条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

第 15 条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

第 16 条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和4年4月1日

生徒、保護者の皆様

県立加茂農林高等学校長
椎谷 一幸

令和3年度のいじめ認知件数について（お知らせ）

昨年度、いじめ防止対策推進法のいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は11件です。この中のほとんどの事案がSNS関連による不適切な投稿、冷やかしの悪口等の事案であり、各事案は解決していますが、継続的に面談、見守りを続けています。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

（参考）

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

（1）いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。

（2）いじめ類似行為とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされています。

生徒の皆さんへ

新しくできた「いじめに関するきまり」を知っていますか

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

1 「いじめ」とは何でしょうか？



いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、**相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」**です。

2 条例の特徴

この条例は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づいていますが、いくつかの特徴があります。

特徴1

新たに「いじめ類似行為」を加えたこと（第2条2項）

第2条の2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

ポイント

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った生徒に対して、学校は指導します。皆さん一人ひとりが、「このことを〇〇さんが知ったらどう思うだろうか」と考えて、行動することが大切です。

特徴2

「生徒の役割」を明記したこと（第9条）

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

ポイント

生徒の皆さんは、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解しなければなりません。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であることの怖さを十分に理解しなければなりません。

(これを「デジタルタトゥー」といいます)

また、SNS等で交わされる誹謗中傷等については、それを見つけた者からの通報が頼りです。いじめの傍観者にならず、先生や保護者、相談窓口等を通じて相談してください。



特徴③

インターネットを通じて行われるいじめ等の対策（第13条）

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっています。インターネットはとても便利なツールです。皆さんがルールを守って利用することが大切です。

各学校では、SNSなどのインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するために、SNS教育プログラムなどの様々な授業が行われています。そこで学んだことを生かして、みんなが楽しく過ごせるように心掛けましょう！



いじめは「自分らしく生きる権利(人権といいます)」をうばう行為です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、すべての生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、みなさん一人一人が相手の立場を考えて行動することが重要です。今までと同様に「いじめをしない、見逃さない、許さない」気持ちを大切にしていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html>)

新潟県教育庁生徒指導課

新しく制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」 を知っていますか

令和2年12月25日に「**新潟県いじめ等の対策に関する条例**」ができました。これは、新潟県内の全ての子供達が、楽しく、充実した生活を送り、光り輝く未来となることを願い、県民が一丸となって社会全体でいじめを防止することを目的に作られました。

1 制定の趣旨

条例前文には

- ・ 本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。
 - ・ 児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。
- と書かれています。この趣旨を踏まえ、私たち一人ひとりが、いじめ等の対策を推進するために協力し合う必要があります。

ところで、そもそも「いじめ」とは何でしょうか？



法律では、次のように定義されています。

- ・ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ・ 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ・ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ・ インターネット上で行われたものも含む

「いじめ」の捉えは今と昔では違ってきています！

以前は、「**自分より弱い者に対して**」や、「**一方的に**」、「**継続的に**」、「**深刻な**」などが含まれていましたが、現在は削除されています。

代わりに、重視しているのは、「**本人の被害感**」です。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

たとえ、傷付ける意図がなくても、相手がつらい気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性ある」として、対応します。その対応は、一律ではなく、状況に応じて違います。そのため、学校と保護者の協力が必要であることをご理解ください。

2 条例の特徴

この条例は、基本的には平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」という法律に基づいて作成されたものです。特徴的な条文をいくつか紹介します。

特徴 1 新たに「いじめ類似行為」を加えたこと

(定義)

第 2 条

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

ポイント

いじめ類似行為とは？

例えば・・・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合

この場合も、いじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対して、学校は指導します。なお、まだ「いじめ」に気付いていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決める必要があります。

「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいです。

特徴 2 県民に対して通報を呼び掛けていること

(県民及び事業者の協力)

第 10 条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

ポイント

いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、重大事態に発展させないようにするためにも、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談してください。

特徴③

「保護者の責務」を明記したこと

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。



ポイント

児童生徒と同様に、保護者も、インターネットを通じて送信される情報がどのようなもので、どんな特徴があるのか等を理解しなければなりません。

特に、インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは、一度拡散してしまうと、完全に削除するのが不可能であること（デジタルタトゥー）の怖さを十分に理解しなければなりません。

また、保護者はこういったいじめから子供を守るためにも、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組まなければなりません。

なお、児童生徒に対しては、SNS等で交わされる誹謗中傷をはじめとして、いじめやいじめ類似行為を見つけたら、通報や相談をする役割があることが示されています。（第9条）

お子様をいじめの被害者にも、加害者にもさせないことが大切です。お子様から保護者の皆様に相談がありましたら、学校にお知らせください！



特徴4

インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

ポイント

「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年に比べて、インターネットを通じたいじめが多くなっていることを踏まえ、SNS等のインターネットを通じて行われるいじめ等を未然防止・早期発見するための体制を整備する必要があります。

新潟県教育委員会では、令和元年度から県立学校に向けた「SNS教育プログラム」を作成して、授業等をとおして、児童生徒が情報モラル等を学ぶ機会を設けております。今後、県内の市町村立学校に対しても「SNS教育プログラム」を広げたり、保護者のみなさまへの啓発を行ったりしていく予定です。

(SNS教育プログラムは新潟県いじめ対策ポータルサイトに掲載)

いじめは、重大な人権侵害です。この条例は、いじめ防止対策推進法と同様に、全ての児童生徒がいじめの被害者にも、加害者にもならないためのものであり、子どもの健やかな成長を願って作られたものです。そのためにも、学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識をますます高めていきましょう。

条例は新潟県のホームページからダウンロードできます

トップページ > 分類でさがす > 県政情報 > 議会 > 新潟県議会 > 議員提案による政策条例 > 議員提案による政策条例 > 新潟県いじめ等の対策に関する条例

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/gikai/jorei-ijime.html>)

新潟県教育庁生徒指導課